（注）赤字及び（参考）は補足説明となりますので、計画策定時に削除して使用ください。

卒業計画書

令和　年　月　日

事業再構築補助金事務局　御中

申請者　 本社所在地

商号又は名称

代表者役職

代表者氏名

法人番号

１．現状の資本金・従業員数（常勤）及び事業計画期間（補助事業完了後3～5年）の推移

・事業再構築「前」

主たる事業（大分類項目名）　　　　　　（中分類項目名）

・事業再構築「後」の想定

主たる事業（大分類項目名）　　　　　　（中分類項目名）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 応募時点[ 年 月] | 補助事業終了年度(基準年度)[ 年 月] | １年後[ 年 月] | ２年後[ 年 月] | ３年後[ 年 月] | ４年後[ 年 月] | ５年後[ 年 月] |
| 資本金 |  |  |  |  |  |  |  |
| 従業員数（常勤） |  |  |  |  |  |  |  |

応募時点の法人規模：

※中小企業者等・特定事業者（中小企業者でない者）・中堅企業者のいずれかを記載すること

成長予定の法人規模：

※特定事業者（中小企業者でない者）・中堅企業者・大企業のいずれかを記載すること

要件達成に必要な（資本金）　　　　　　円

（従業員数（常勤））　　　　名

※要件達成に必要な資本金の差分、従業員数（常勤）の差分のうち、申請者が達成しようとするいずれか片方又は両方を記載すること

※法人規模の成長及び卒業要件の充足パターンは、「（参考）法人規模と卒業パターン」を参照すること。

２．法人規模の拡大・成長に向けた計画（具体的なスケジュールや手段等）

【記入欄】

※記入欄は拡大して問題ございません。

※本補助金の事業計画を基礎とし、卒業促進枠として、さらに付加価値額を向上させるために、追加的に何を行うのか、何に対してどの程度支出（設備投資等）するかを明記した上で、基礎となる事業計画に加えて、事業計画期間中に売上や利益がどの程度向上し、それらによって人件費がどの程度確保でき、それにより従業員数（常勤）を何人増加させられるかなどの、新規事業を通してどのように資本金・従業員数を伸ばしていくかわかりやすく記載してください。

資本金増加の財源、従業員の雇用方針、新規事業との関係性等について妥当性を審査し、評価の高い案件を採択します。

【注意事項】

※応募時点の法人規模に応じ、以下の規模に成長する必要があります。

　・応募時点で中小企業　　⇒　特定事業者、中堅企業又は大企業に成長

　・応募時点で特定事業者　⇒　中堅企業又は大企業に成長

　・応募時点で中堅企業　　⇒　大企業に成長

※みなし中堅企業、みなし大企業になることをもって本要件を満たすことはできません。

※資本金増加の財源、従業員の雇用方針、新規事業との関係性等について妥当性を審査し、評価の高い案件を採択します。

（参考）法人規模による分類

【中小企業者】

・資本金又は従業員数（常勤）が下表の数字以下となる会社又は個人であること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業種 | 資本金 | 従業員数（常勤） |
| 製造業、建設業、運輸業 | ３億円 | 300人 |
| 卸売業 | １億円 | 100人 |
| サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く） | 5,000万円 | 100人 |
| 小売業 | 5,000万円 | 50人 |
| ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く） | ３億円 | 900人 |
| ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | ３億円 | 300人 |
| 旅館業 | 5,000万円 | 200人 |
| その他の業種（上記以外） | ３億円 | 300人 |

※１　資本金は、資本の額又は出資の総額をいいます。

※２　常勤従業員は、[中小企業基本法上の「常時使用する従業員」](https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q3)をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。

【「中小企業者等」に含まれる「中小企業者」以外の法人】

・中小企業等経営強化法第２条第１項第６号～第８号に定める法人（企業組合等）又は[法人税法別表第二](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340AC0000000034#340AC0000000034-Mpat_2)に該当する法人（※１）、農業協同組合法に基づき設立された農事組合法人、労働者協同組合法に基づき設立された労働者協同組合若しくは法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（従業員数が300人以下である者に限る。）であること（※２）。

※１　一般財団法人及び一般社団法人については、非営利型法人に該当しないものも対象となります。

※２ 法人格のない任意団体（申請時に法人となっていて、任意団体として確定申告をしている場合は申請可能です）、収益事業（社会福祉法人においては公的保険制度の範囲外で行う事業を収益事業とみなします。）を行っていない法人、運営費の大半を公的機関から得ている法人は補助対象となりません。また、日本経済の構造転換を促すことを目的とする本事業の趣旨から、政治団体や宗教法人などの団体も補助対象となりません。

【特定事業者（中小企業でない者に限る）】

・以下のいずれかに該当し、【中小企業者】及び【「中小企業者等」に含まれる「中小企業者」以外の法人】に該当しないこと。

１．従業員数（常勤）が下表の数字以下となる会社又は個人（「産業競争力強化法等の一部を 改正する等の法律」第４条による改正後の「中小企業等経営強化法」第２条第５項に規定する者を指す。）のうち、資本金の額又は出資の総額が10億円未満であるもの

|  |  |
| --- | --- |
| 業種 | 常勤従業員数 |
| 製造業、建設業、運輸業 | 500人 |
| 卸売業 | 400人 |
| サービス業又は小売業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く） | 300人 |
| その他の業種（上記以外） | 500人 |

　　２．生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会

※その直接又は間接の構成員の３分の２以上が、常時３００人（卸売業を主たる事業とする事業者につい

ては、４００人）以下の従業員を使用する者であって１０億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総

額とするものであるもの。

　　　３．酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会

（酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会の場合）

　　　※その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の３分の２以上が、常時５００人以下の従業員を使用す

る者であるものであって１０億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの。

（酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会の場合）

※その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の３分の２以上が、常時３００人（酒類卸売業者につい

ては、４００人）以下の従業員を使用する者であって１０億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの

　　　４．内航海運組合、内航海運組合連合会

　　　※その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の３分の２以上が常時５００人以下の従業員

を使用する者であって１０億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの。

　　　５．技術研究組合

　　　※直接又は間接の構成員の３分の２以上が以下の事業者のいずれかであるもの。

・上記１．記載の事業者

・企業組合、協同組合

【中堅企業者】

・以下のいずれかに該当すること。

１．会社若しくは個人又は法人税法別表第二に該当する法人（※１）、農業協同組合法に基づき設立された農事組合法人若しくは法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人であって、下記の（１）～（３）の要件を満たす者であること（※２）。

（１）上記「ア」又は「イ」に該当しないこと。

（２）資本金の額又は出資の総額が10億円未満の法人であること。

（３）資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、従業員数（常勤）（※３）が2,000人以下であること。

※１　一般財団法人及び一般社団法人については、非営利型法人に該当しないものも対象となります。

※２　法人格のない任意団体（申請時に法人となっていて、任意団体として確定申告をしている場合は申請可能です）、収益事業を行っていない法人、運営費の大半を公的機関から得ている法人は補助対象となりません。また、日本経済の構造転換を促すことを目的とする本事業の趣旨から、政治団体や宗教法人などの団体も補助対象となりません。

※３　常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、２か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に４か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。

ただし、次の（１）～（５）のいずれかに該当する者は、大企業（資本金10億円以上）とみなします（みなし大企業）。同様に、次の（１）～（５）で「大企業」とされている部分が「中堅企業」である場合には、みなし中堅企業の扱いとなります。また、(６)に定める事業者に該当する者は中小企業者から除き、中堅企業として扱います。

（１）発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者

（２）発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者

（３）大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者

（４）発行済株式の総数又は出資価格の総額を（１）～（３）に該当する中小企業者が所有している中小企業者

（５）（１）～（３）に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者。

（６）応募申請時点において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

（参考）法人規模と卒業パターン

○製造業の場合（例）

（例１）資本金１億円、従業員数２００人の事業者が、資本金を４億円に増資し、従業員数を４００人に増員することで、中小企業者から特定事業者へ成長します（①⇒⑤）。

（例２）資本金７億円、従業員数４００人の事業者が、従業員数を６００人に増員することで、特定事業者から中堅企業へ成長します（⑤⇒⑥）。

（例３）資本金２億円、従業員数７００人の事業者が、資本金を４億円に増資することで、中小企業者から中堅企業へ成長します（③⇒⑥）。

（例４）資本金９億円、従業員数５５０人の事業者が、資本金を１１億円に増資し、従業員数を４００人に減少させることで中堅企業から大企業に成長しますが、応募申請時よりも従業員数が減少しているため、卒業要件を満たしません（⑥⇒⑧）。



　　